

(様式1)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

大阪市水道局長

〇〇〇〇 様

(甲) 譲渡人	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印
(乙) 譲受人	所在地	
	名称	
	代表者職氏名	実印

譲渡人（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号。以下「国土交通省通知」という。）に基づき実施される「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために甲乙間で締結した年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲が貴局に対して有する下記の工事請負代金債権を下記の内容により甲から乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第 6 条第 1 項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第 42 条に規定する「契約不適合責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第 32 条第 2 項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額及び本件工事請負契約以外により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第 47 条

第1項の出来形部分の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額のうち工事履行保証契約等により確保されなかった金額及び本件工事請負契約以外により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は契約変更後の金額とします。

- (1) 工事名 _____
- (2) 契約締結日 _____年____月____日
- (3) 工事場所 _____
- (4) 工期 _____年____月____日から_____年____月____日
- (5) 請負代金額 金 _____円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
- (6) 支払済前払金額及び 金 _____円 (債権譲渡の承諾申請時点における支払済前払金額及び中間前払金額の合計額)
- (7) 支払済部分払金額 金 _____円 (債権譲渡の承諾申請時点における支払済部分払金額の合計額)
- (8) 債権譲渡額 金 _____円 [年 月 日 現在見込額]
(8)=(5)-(6)-(7) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

2 甲及び乙は、本承諾により上記債権を担保とする金銭消費貸借契約を締結した場合は、速やかに連署にて融資実行報告書（様式5）を貴局に提出します。

甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを貴局に提出します。

3 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙又は保証事業会社が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。

また、上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。

5 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、貴局には一切ご迷惑をおかけいたしません。

6 乙においては、国土交通省通知等の融資制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するものとします。

7 融資制度手続きに関し必要な出来高確認は乙が行います。なお、乙は、本件工事請

負契約に基づき貴局が行う出来形検査結果については、一切異議を申し立てません。

- 8 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の中間前払金、部分払金及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行います。
- 10 本件工事請負契約に変更その他の事由が生じた場合は、甲が、乙及び保証事業会社に対してその旨を通知します。
- 11 上記のほか、甲及び乙は、融資制度に係る国土交通省通知等及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準並びに本件工事請負契約書等を遵守します。

債 権 譲 渡 承 諾 書

(甲) 譲渡人

(乙) 譲受人 様

第 号
年 月 日

上記の公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項に異議を留めて、工事請負契約書第6条第1項ただし書の規定により承諾します。

ただし、承諾の依頼に際し甲又は乙に虚偽があった場合は承諾の取り消しを行います。

なお、本承諾によって工事請負契約書第42条に規定する「契約不適合責任」その他の工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

発注者 大阪市水道局長

〇〇 〇〇

印

確定日付欄

年 月 日